

第1章 緑の基本計画について

1-1 計画改定にあたって

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるもので、地域の実情に応じて、各地方自治体が独自に定めることができると都市緑地法で規定されています。

その内容は、地域の実情を十分に勘案するとともに、公民一体となって、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的に策定され、緑に関するマスタープランとして位置付けられています。

(2) 計画改定の背景と目的

本市の公園緑地行政は、大正5年の清滝公園の開設に始まり、その後、現在に至るまで、シンボル公園の勝山公園をはじめ、和布刈公園や響灘緑地、到津の森公園など、数多くの特色ある公園整備を行ってきました。

昭和47年には、公害の克服と緑のまちへの転換を目指した「グリーン北九州プラン」を、昭和53年には、平成12年までの公園緑地行政の指針となる緑のマスタープランを策定し、計画的に公園緑地事業の展開を図ってきました。

平成4年には、都市緑地法の規定に基づく緑の基本計画「北九州市“緑”のルネッサンス計画」を策定し、21世紀を目指したまちづくりの方向性である「北九州市ルネッサンス構想」に従って、緑のまちづくりを進めてきました。その後、平成24年には、本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランに基づくまちづくりの方向性を踏まえ、地球温暖化や生物多様性*など、全世界的な環境問題に対する市民意識の高まりや、社会情勢の変化へ対応するため、計画を改定（以下、「前計画」）し、世界の環境首都にふさわしい緑のまちづくりを進めてきました。

前計画の策定以降、大地震や大雨など激甚化する自然災害の増加や、人口減少と少子高齢化に伴うまちなかの活力の低下、それらに応じた生活様式の変化など、本市を取り巻く社会情勢は一層の変化をしています。特に、これまで積極的に進めてきたまちなかの緑づくりについては、公園の整備数や街路樹の植栽本数といった「量」の観点から、緑の空間がもたらす快適性やにぎわいの向上といった「質」の観点へと、社会的な転換点を迎えています。

まちなかの緑は、都市のオープンスペース*として様々な機能を有し、また、市民の生活環境と密接な関係にあることから、健康で文化的な生活をする上で不可欠なものです。特に、都市化の進行や地球温暖化による都市環境の変化、甚大な自然災害の増加、人口減少や高齢化の進行、生物多様性への関心の高まり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やポストコロナの時代を見据えた生活様式の見直しなどに伴い、緑の果たす様々な機能が再認識されており、その重要性は益々高まっています。

こうした背景を踏まえ、これまでの成果や新たに生じた課題、社会情勢の変化などへ柔軟に対応した計画が求められていることから、北九州市緑の基本計画の改定を行います。

1-2 計画の位置付けと骨格

(1) 計画の位置付け

本計画は、上位計画である基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランに即し、都市のマスタープランに適合し、関連計画と調和を図った計画とします。

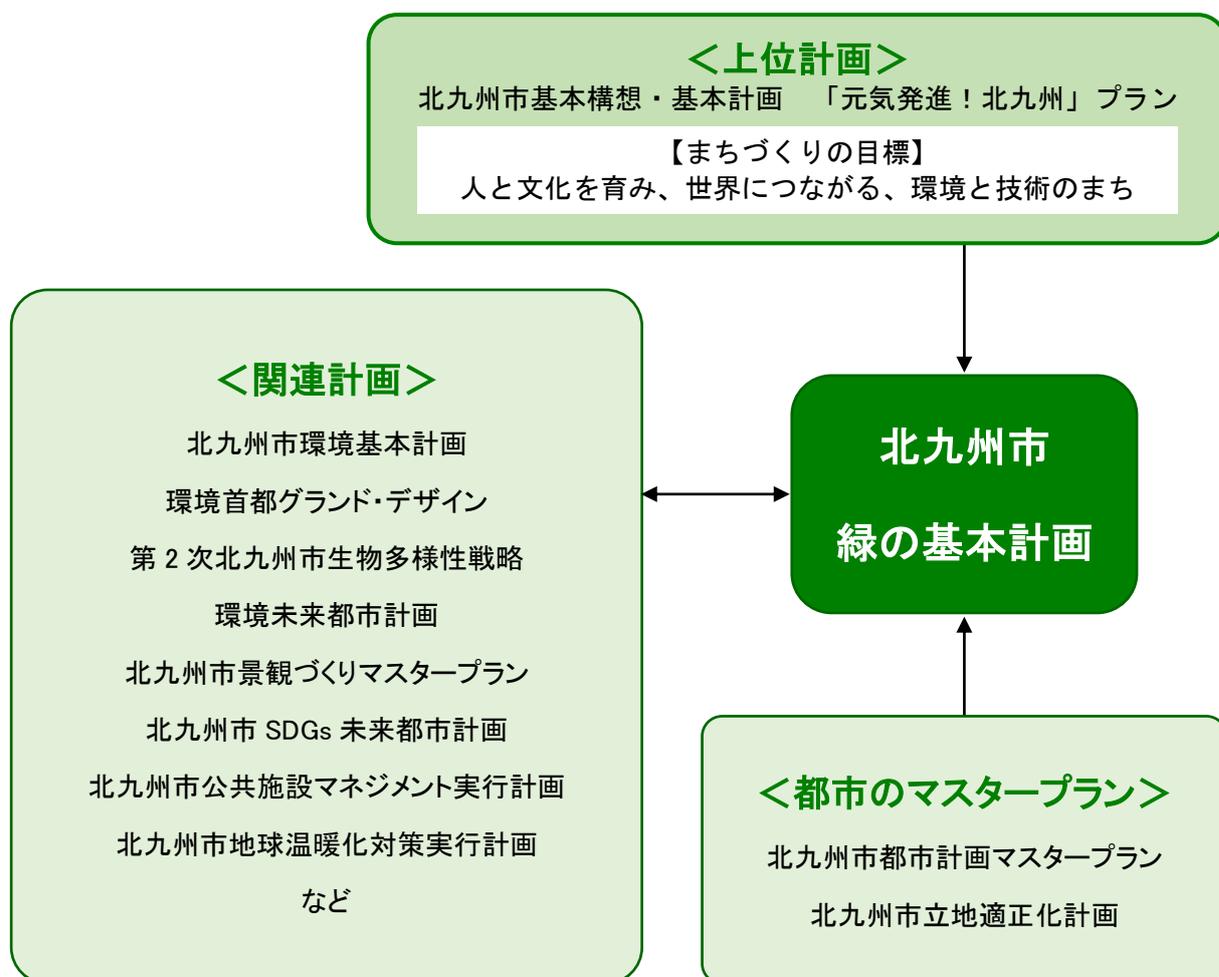


図1-1 本計画の位置付け

(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

(3) 目標年次

本計画の目標年次は、令和12年度とします。なお、目標の達成状況を評価するために指標を設定し、経年変化をモニタリングするとともに、その結果や社会情勢の変化などに応じて、順応的に計画の見直しを行います。

1-3 対象とするみどり

(1)「みどり」とは

本計画で対象とする「みどり」は、本市の特色である市街地を取り巻く山々の森林をはじめ、住宅地、商業地、工業地、田畑などの民有地のみどり、公園や海岸、道路沿い、河川沿いなどの公的なみどりとし、以後、本計画では「みどり」と表記します。

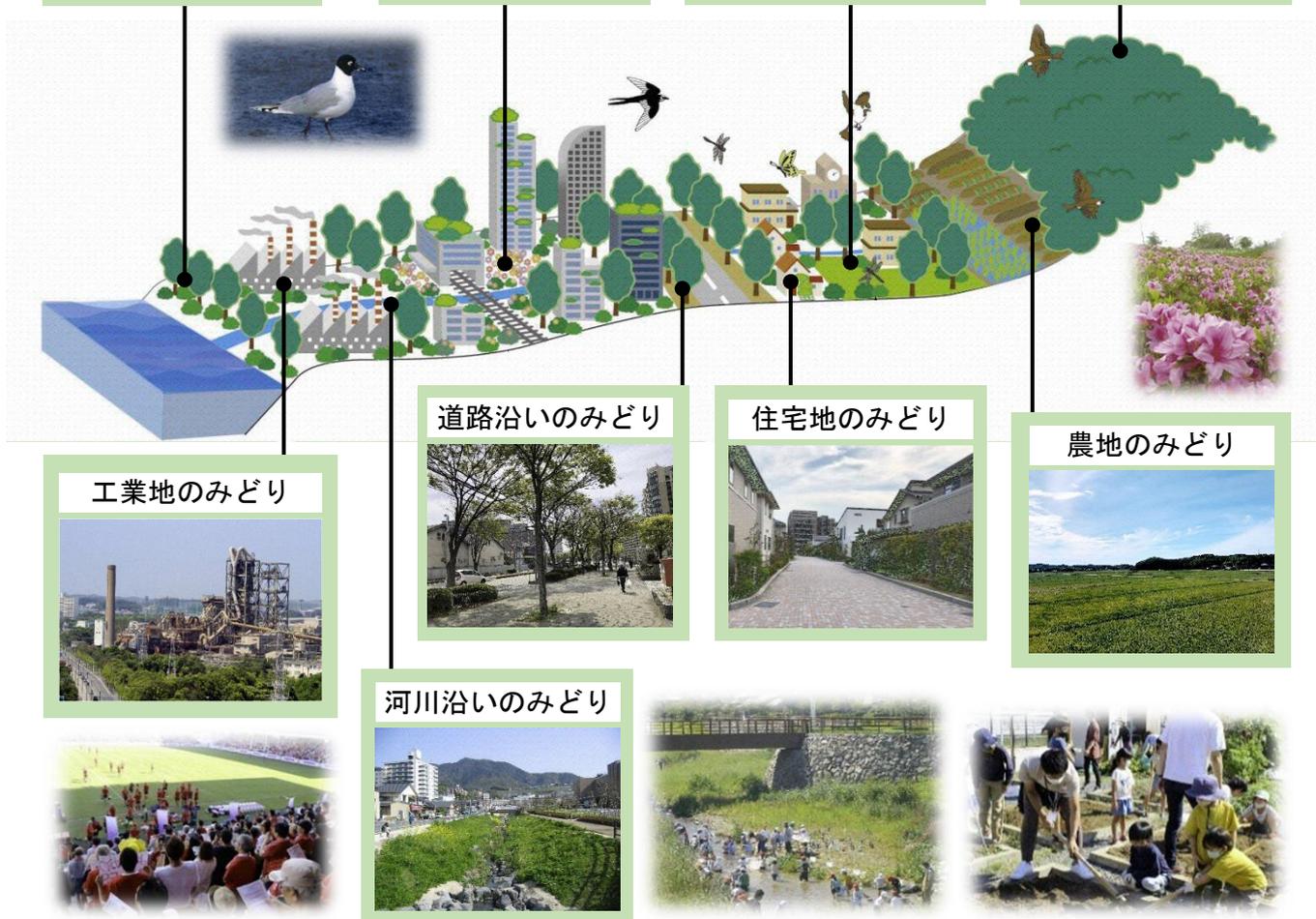


図1-2 北九州市におけるみどりの概念イメージ

(2)「緑地」とは

本計画における「緑地」とは、施設緑地*と地域制緑地*の総称とします。

表1-1 緑地の定義

緑地	施設緑地	都市公園		都市公園法で規定する公園や緑地(街区公園、総合公園、広域公園、都市緑地など)
		都市公園以外	公共施設緑地	港湾緑地*、児童遊園、条例設置の公園、道路や学校、官公署の植栽地など
			民間施設緑地	公開空地、建築物緑化施設、市民緑地(人工地盤型)など
	地域制緑地	法によるもの		特別緑地保全地区*・市民緑地(都市緑地法)、風致地区*(都市計画法)、自然公園*(自然公園法)、生産緑地地区(生産緑地法)、保安林(森林法)、保存樹・保存樹林(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律)など
		契約・締結によるもの		緑地協定*(都市緑地法)など
		条例などによるもの		条例に基づく緑地の保全制度など

(3)みどりの役割

都市におけるみどりは、環境保全や景観形成、防災やレクリエーションなど、様々な役割を有しており、市民の生活と密接に関わっています。



出典：公園緑地マニュアル 平成24年度版（一般社団法人 日本公園緑地協会）を加筆修正

図1-3 みどりの効果*

